

経営基盤強化指導推進費のうち

苗木生産広域流通安定対策事業（拡充）

1 趣旨

京都議定書が本年2月に発効し、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の第2ステップの初年度を迎える中、優良種苗の提供により、二酸化炭素の吸収・固定能力の諸機能が十分発揮されるよう森林整備を推進することが重要な課題となっている。

特に、近年、花粉症対策への国民世論が高まる中で、花粉の少ないスギ品種等の苗木の供給を拡大することが緊急の課題となっているが、現在のところ、苗木の生産が一部地域に限定されている状況にある。

このため、現在生産されている花粉の少ないスギ品種等の苗木の生産・普及拡大を図るため関係者間の協議会の開催、普及啓発活動、苗木の生産状況等の情報提供を行う。

2 事業内容

(1) 広域需給調整

造林地の自然条件に適した産地・系統・規格の苗木の安定的供給及び他県の需給バランスの確保を図るための関係団体間の取引協定の締結を促進する。

(2) 計画生産推進協議会

苗木生産者ごとの播種量、床替量や流通させる苗木の選定、出荷先、出荷量等の割当てを行うとともにこれらの実効担保のための苗畑調査を行う。

(3) 広葉樹苗木トレーサビリティ推進

広葉樹苗木の優良品性を確保するため、優良広葉樹苗木生産者の認定、表示票確認検査を行うことにより、広葉樹苗木の生産・流通段階における産地等の適正な表示を促進する。

(4) 花粉の少ないスギ品種等苗木生産・普及拡大

花粉の少ないスギ品種等苗木の生産及び普及を図るため、生産者団体、森林組合等による協議会の開催、リーフレットの作成・配布による生産促進の啓発活動、苗木の生産量等のインターネットを活用した情報の提供を行う。

3 事業実施主体 全国森林組合連合会

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成18年度～20年度（3年間）

6 平成18年度概算決定額

6,921千円（4,200）千円

（林野庁研究・保全課）